

日本学生支援機構奨学金 返還の在学猶予について

「在学猶予」とは、貸与終了した奨学金の返還を在学中は猶予してもらう制度です。

※ 2020年4月以降における在学猶予制度の適用期間は最長10年です。

《対象者》

奨学金の貸与終了後、本学に在学している学生（大学院進学者、留年者、辞退者）

※ 今年の大学院予約採用候補者で、「進学届」提出時に「大学院入学前に貸与を受けていた奨学生番号」を入力した学生は、在学猶予を入力する必要はありません。

《申請方法》

下記URLの「在学猶予の対象者、提出期間、返還猶予される期間」をご確認のうえ、スカラネットパーソナルに、入力してください。

<http://gakumubu.jimu.kyushu-u.ac.jp/scholarship/jasso/shuryo.htm>

(九大HP > 教育・学生支援 > 授業料・奨学金 > 奨学金 > 日本学生支援機構奨学制度 > 4. 貸与終了に伴う手続)

提出期限：令和2年5月8日（金）